

群馬県教育委員会教育長 あて

(法第106条第3項により譲与を受けた者の場合)  
市町村教育委員会教育長  
(法第106条第1項及び第107条第1項により譲与を受けた者の場合)  
発見者又は発見地所有者

出土品の取扱いについて(協議)

このことについて、下記のとおり出土品を処分したいので、群馬県出土品取扱い要綱第7条(第5項・第6項)の規定により、協議します。

記

- 1 処分に係る出土品
  - (1) 出土遺跡名
  - (2) 出土遺跡所在地
  - (3) 発掘調査報告書名、発行者、刊行年月日
  - (4) 文化財認定通知年月日、文書番号
  - (5) 譲与通知年月日、文書番号
  - (6) 譲与を受けた出土品の品名と数量
  
- 2 処分を行おうとする内容
  - (1) 品名の種別と数量
  - (2) 年月日
  - (3) 場所
  - (4) 方法
  - (5) その他参考となるべき事項

\*添付書類

- ①出土品譲与通知書写
- ②処分を行おうとする場所の地図(案内図、公図、地形図各1部)
- ③処分を行おうとする出土品の写真

( 担当 係 )  
電話